

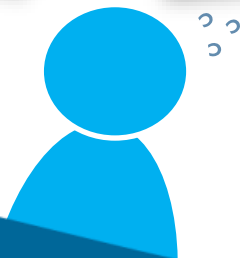
まだ進出していないのに、  
知らない人が自社の社名・  
商品名を商標登録  
していた！

ブランド展開は商標登録  
含めて取引先の  
代理店にまかせっきり  
だけど大丈夫？

香港で自社製品の  
ニセモノが販売  
されていた！

世界有数のショーケースで  
ある香港でブランド化して、  
世界の消費者にもっと  
知ってもらいたい！  
見本市出展での  
注意点は？

中国本土からの  
ニセモノが香港経由で  
世界に出回っているか  
もしれない！



**香港**への進出を想定している方、

または進出された方、

このようなお悩みや不安はございますか？

このようなお悩み・不安を解消するには…

## まず香港で商標を登録しましょう！

### 商標とは？

- 商標は商品やサービスの名称、又は会社のロゴマークなど、あなたの取り扱う事業を他人のものと区別するために使用する文字や図形等の標識です。
- 商標を登録すれば、登録した事業分野では他人があなたに無断でその名称やロゴを使用することを防ぐことができます。また、商標権を使用許諾(ライセンス)や担保権設定などすることで、マネタイズすることも可能です。

### 香港で商標出願をすれば…

#### • ブランド保護・差別化

【商品輸出の場合】商標を登録し、商品名をブランドとして育てると、あなたの商品と他の商品を明確に区別できるようになります。外国産でありながら日本由来と称する農産品や、日本製をほのめかすニセモノ(模倣品)はそのブランド名を使用することができなくなるため、商品品質に対する消費者や取引先からの信用を確保できます。

【サービス展開の場合】商品だけでなく、サービス名や店舗名もブランドとして保護できます。これらを商標登録することで、あなたのサービスを模倣した競合の展開を防止し、サービス品質に対する信頼を守ることができます。

#### • ライセンス・フランチャイズ

【商品輸出の場合】香港の正規代理店にのみ商標の利用を許諾(ライセンス)することで、自社商品の流通をコントロールすることができます。

【サービス展開の場合】サービスや小売店舗の市場開拓・販路拡大では不可欠なライセンスやフランチャイズでは、ブランドの商標権が契約の対象となります。

#### • 知財紛争の予防

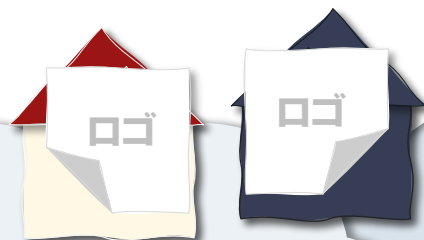
【商品輸出・サービス展開共通】現地代理店などの取引先や全く無関係の会社・個人が無断であなたの商標を先に登録してしまうと、将来の事業展開の支障となる可能性があります。このようなトラブルを防ぐためにも、早めの商標出願が大切です。

**中国本土で商標を取っても香港では保護されません!!**  
**香港に進出する時は香港で取りましょう!!**

**例:現地のA社が、自社のロゴを明らかに真似したものを  
商標として出願しようとしている!**

◎**自社商標登録済の場合**：登録済の商標と同じ商標や類似した商標の出願は、審査時点で審査官に拒絶されます。

×**自社商標未登録の場合**：他社の商標登録が認められてしまうかもしれません。異議の申し立てはできますが、香港におけるブランドの認知や使用実績をもとに、混同のおそれなどを立証する必要があり、手続きに時間がかかり、登録を取り消せない可能性もあります。



**例:自社の果物のニセモノが香港で低価格で販売されている!  
品質が本物より劣り、値崩れの心配もある…**

◎**自社商標登録済の場合**：排他的独占権である商標権に基づいて、香港税関に通報して卸業者などを取り締まってもらうことや、民事訴訟で損害賠償を求めることができます。

×**自社商標未登録の場合**：商標権がない場合、税関による取締や商標権侵害による差止・損害賠償は利用できません。誤認を招く表示(いわゆる「パッシングオフ」)として争うことはできますが、香港で公衆に広く知られていることなどの立証が必要です。第三者が先に商標を登録した場合、自社の商品が相手の商標権を侵害するおそれもあります。



**商標出願は早い者勝ち、  
日本と同じく、  
香港の商標登録も時間が勝負!**



# 香港の商標法について

香港で商標出願に関連する法律は、商標条例（Cap. 559）および商標規則（Cap. 559A）です。

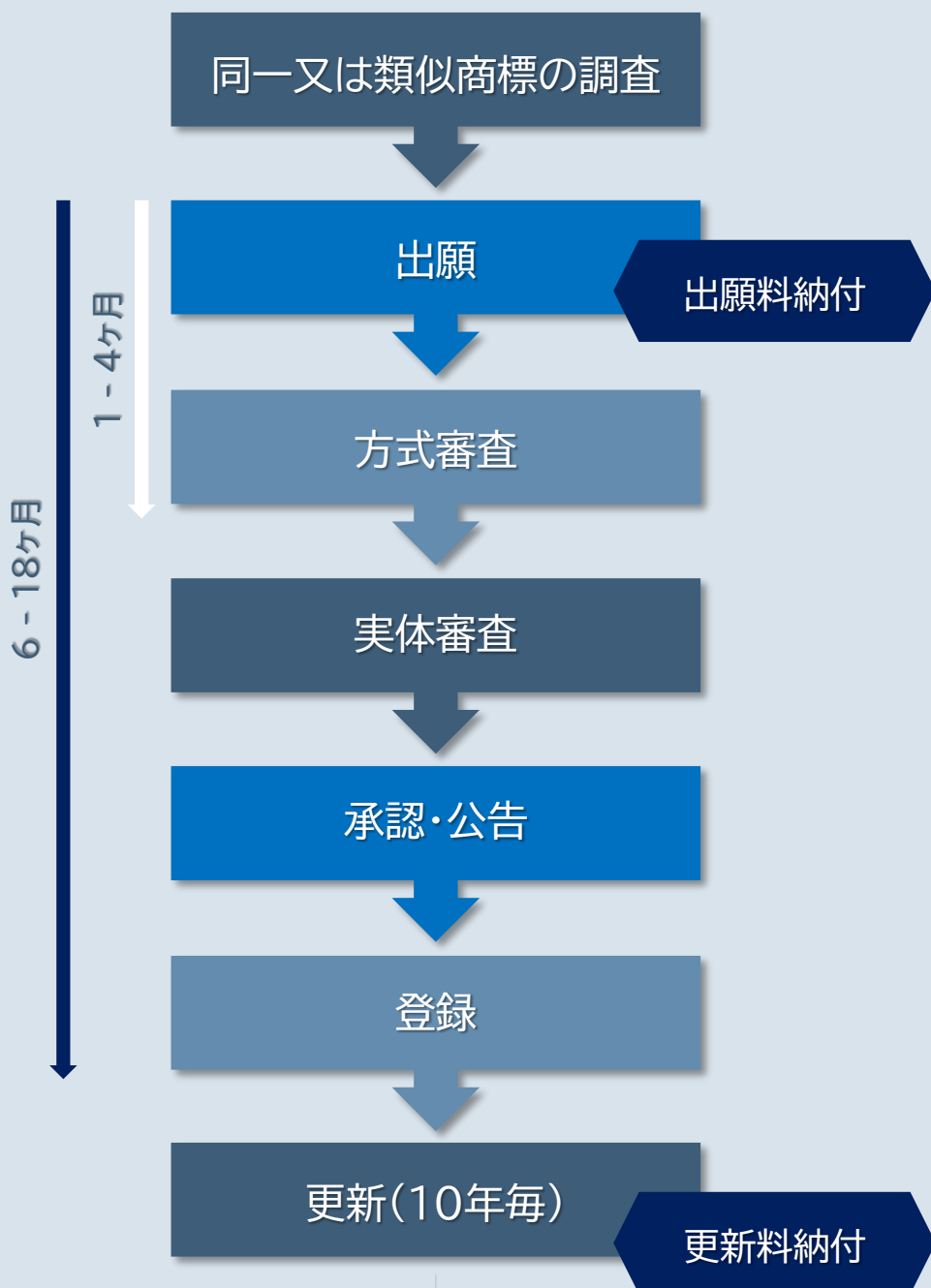
保護期間	出願日から 10 年間 (満了日の1ヶ月前までに商標権者に更新の通知を送付する)
保護区域	香港内のみ(中国本土・マカオ・台湾などでは保護されない)
登録対象	文字・名称・ロゴマーク・数字・図形・色彩・音・匂いなど、図面や文字により表現できる標識
登録不可の商標	商品やサービスの一般名称・先行登録商標と類似する標識・識別性のない商標 など
審査	方式審査・実体審査
香港知識産権署 に支払う費用 (代理人費用等は含まない)	出願料: HK\$2,000 + 各追加区分毎に HK\$1,000 登録料: 不要 更新料(10年毎): HK\$2,670 + 各追加区分毎に HK\$1,340 (2026年6月時点)
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ニース国際分類に基づく一出願多区分制度を採用</li><li>・ 支店など香港の居所がない場合、現地代理人が必要</li><li>・ 代理人費用の目安は、商標出願(1商標1区分)US\$290~870、追加区分毎に加算あり (INPIT:新興国等知財情報データベースより引用)</li></ul>

## 香港における国際商標登録制度 (マドプロ出願)の扱いについて

マドリッド・プロトコル(マドプロ)出願に対応するための法改正は行われていますが、2026年6月現在も制度は施行されていません。施行されるまでは、香港において商標保護を受けるには、個別に商標出願を行う必要があります。

**香港の商標出願では、繁体字・簡体字両方  
一緒に出願するとより安心できます！  
(「連続商標」として4件までまとめて登録可)**

# 香港商標出願の流れ



## 商標登録後は「税関登録」もご検討ください。

香港税関は輸出入品だけでなく、小売店における商標権および著作権の侵害行為についても、摘発や起訴などの取締を行っており、権利者の利益を保護しています。

侵害が疑われる物品がある場合には、権利の内容と真贋鑑定ができる「鑑定人」を登録することで、税関の取締に協力できます。詳細は「税関登録関連調査報告書」をご参照ください。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/pdf/report\\_201703\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_201703_1.pdf)

## よくある質問

**Q. 自社の商標と同じ、またはよく似た商標が既に登録されていないか調査をしたいのですが、どこで調べられますか？**

**A. 香港知識産権署のウェブサイトです。無料で検索ができます(画像検索も可)。**

<https://www.ipd.gov.hk/en/online-services/online-search/index.html>

**Q. 香港で商標出願をしたい場合は具体的にどうすればよいですか？**

**A. ジェトロ香港知的財産部の「香港知的財産保護マニュアル」**

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/hk/ip/pdf/2021\\_hk.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/hk/ip/pdf/2021_hk.pdf)

をご参照ください。なお、香港内に居所がない外国人は香港の代理人が必要となるため、手続きは現地法律事務所/特許・商標事務所を通じて行うことが一般的です。ジェトロ香港知的財産部のウェブサイトでは、主な香港の法律事務所等の情報(日本語対応可否等)を掲載しています。

**Q. 香港でニセモノが発見された。どう対処すればよいですか？**

**A. 香港における著作権・商標権の侵害行為に対して刑事制裁を行う任務を負う唯一の政府機関である「香港税関」に、侵害の証拠とともに報告することで、差止めなど取締りを要請できます。水際だけでなく市中についても取締り対象です。また、香港税関に登録商標を登録する(知識産権署への商標登録とは異なります)ことで税関職員による摘発を促すことができます。詳細は、「税関登録関連調査報告書」**

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/pdf/report\\_201703\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_201703_1.pdf)

をご参照ください。商標権侵害についての民事訴訟を提起することができます。現地法律事務所にご相談ください。

### 模倣品・海賊版被害相談窓口

ジェトロでは、知的財産に関わる情報提供のほか、海外で商標権等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路、市場等の現地調査等にかかった経費の一部支援を実施しています。詳細は

<https://www.jetro.go.jp/services/ip/>  
まで。

### ジェトロ香港 知的財産部

- ・ 知財関連のご相談(日本語対応)
- ・ 法律事務所・代理事務所情報

住所: Suites 3001-6, 30/F, Tower One, Times Square,  
1 Matheson Street, Causeway Bay, Hong Kong

電話: (852) 2501 7262(日本語可)

電子メール: [hk.ip@jetro.go.jp](mailto:hk.ip@jetro.go.jp)

公式HP: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/ip/>



ジェトロ香港知財部  
公式ウェブページ